

財産債務調書とは、貸借対照表（バランスシート）の個人版のようなもので、個人が保有する財産と債務について種類別にその金額や数量などを記載する。

個人のうち、「1. 提出義務者」で解説する一定の基準に該当する提出義務者については、今年

（平成27年）の12月31日における財産・債務の状況について、

来年（平成28年）の3月15日（所得税の確定申告期限）までに提出することが義務付けられる。

図表1 財産債務調書の記載事項

区分	区分の中の小分類	記載内容					備考
		種類別	用途別	所在別	価額	取得価額	
財産	土地	—	○	○	○	—	地所数、面積 庭園その他土地に附設したものを含む
	建物	—	○	○	○	—	戸数、床面積 附属設備を含む
	山林	—	○	○	○	—	面積 林地は、土地に含ませる
	現金	—	○	○	○	—	—
	預貯金	当座預金、普通預金、定期預金等の別	○	○	○	—	—
	有価証券	株式、公社債、投資信託、特定受益証券発行信託、貸付信託等の別および銘柄別	○	○	○	○	数量 特定口座またはNISA口座内のものについて銘柄別に記載しなくてよい
	匿名出資組合の出資の持分	匿名組合の別	○	○	○	○	数量 —
	未決済信用取引等に係る権利	信用取引および発行日取引の別ならびに銘柄別	○	○	○	○	数量 —
	未決済デリバティブ取引に係る権利	先物取引、オプション取引、スワップ取引等の別および銘柄別	○	○	○	○	数量 —
	貸付金	—	○	○	○	—	—
資産	未収入金(受取手形を含む)	—	○	○	○	—	— 事業に伴うもので総額100万円未満のものは所在別に区分せず、件数と総額を記載することでもよい
	書画骨董および美術工芸品	書画、骨董および美術工芸品の別	○	○	○	—	数量 一点10万円未満のものを除く
	貴金属類	金、白金、ダイヤモンド等の別	○	○	○	—	数量 貴金属類のうち、装身具は事業用のものを除き、家財として扱ってよい
④・⑫・⑬以外の動産	適宜設けた区分の別	—	○	○	○	—	数量 — 一個または一組の価額が10万円未満のものを除く（家庭用動産の場合は、一個または一組の取得価額が100万円未満のものも除く）
	その他の財産	預託金、保険の契約に関する権利等の適宜設けた区分の別	○	○	○	—	数量 ⑪備考欄に同じ
	借入金	—	○	○	○	—	—
	未払金(支払手形を含む)	—	○	○	○	—	⑪備考欄に同じ
債務	その他の債務	前受金、預り金等の適宜設けた区分の別	○	○	○	—	— ⑪備考欄に同じ

(注)用途別とは、「事業用」および「一般用」の別をいう。この表は平成27年7月21日現在の法令をもとに作成したものであり、今後、実際の施行までの間に、通達等により取扱いが変わることがある。

(出所) 法令・通達等をもとに大和総研作成

財産債務調書に記載した財産漏れまたは無申告（以下、申告漏れ等）を税務署から指摘された際、当該申告漏れ等につき期間に提出された財産債務調書に記載があったときには、過少申告加算税・無申告加算税につ

## 過少申告加算税等の 加算・減算

財産債務調書の提出を促進す

る施策として、所得税に関して

は、過少申告加算税・無申告加算税の加減算措置が設けられる

ている。

なお、これらの財産・債務は日本国内にあるものに限らず、国外にあるものも含まれる。ただし、財産債務調書の提出義務者が国外財産調書の提出義務もあるときは、国外財産については国外財産調書に記載し、財産債務調書には国外財産の総額だけを記載すればよいことになつていて。

財産債務調書に記載した財産漏れまたは無申告（以下、申告漏れ等）を税務署から指摘された際、当該申告漏れ等につき期間に提出された財産債務調書に記載があつたときには、過少

申告加算税・無申告加算税につ

## 財産債務調書の記載事項

財産債務調書の記載事項は、次ページの図表1に示される。

記載する際には、資産は図表1の①～⑯の区分に、負債は⑯～⑰の区分に分ける。なお、⑯～⑰の資産に関する、財産の価額(時価)だけでなく、取得価額(簿価)も併せて記載する必

要がある。

預貯金や現金などは財産の価

額(時価)が明らかであるが、

土地や建物、未上場株式などに

ついては財産の価額(時価)の見積りが必要になる。

預貯金や現金などは財産の価

額(時価)が明らかであるが、

土地や建物、未上場株式であれば

1株あたり純資産に基づく評価

額によって見積もつてもよいと

されている（この方法はあくま

で一例であり、ほかの方法も通

達に記載されている）。

# シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度

Vol.07  
今年末からスタートする  
財産債務調書制度を理解する

申告加算税について、当該所得の申告漏れ等とされた財産債務調書に記載がなかったときには、過少申告加算税・無申告加算税の5%が減算される。

申告加算税について、当該所得の申告漏れ等とされた財産債務調書に記載がなかったときには、過少申告加算税・無申告加算税の5%が減算される。



是枝俊悟  
●これえだ・じゅんご  
大和総研研究員  
CFP<sup>®</sup>認定者・社会保険労務士  
金融・証券税制個人に関する税・社会保険などを中心に調査分析・提言活動等を行なう。近著に『徹底シミュレーション あなたの家計はこう変わる!』(日本法令)。

申告加算税について、当該所得の申告漏れ等とされた財産債務調書に記載がなかったときには、過少申告加算税・無申告加算税の5%が減算される。

申告加算税について、当該所得の申告漏れ等とされた財産債務調書に記載がなかったときには、過少申告加算税・無申告加算税の5%が減算される。

申告加算税について、当該所得の申告漏れ等とされた財産債務調書に記載がなかったときには、過少申告加算税・無申告加算税の5%が減算される。

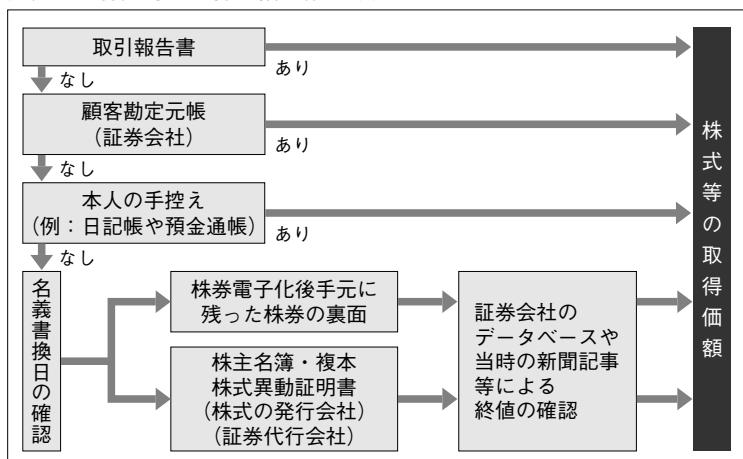
申告加算税について、当該所得の申告漏れ等とされた財産債務調書に記載がなかったときには、過少申告加算税・無申告加算税の5%が減算される。

図表2 調書の提出・不提出による過少申告加算税・無申告加算税の加減算

	申告漏れ等となった所得（に係る財産・債務）について、財産債務調書に記載があるとき	申告漏れ等となった所得（に係る財産・債務）について、財産債務調書に記載がないとき
所得税の場合	当該所得税額の5%減算	当該所得税額の5%加算
相続税の場合	当該相続税額の5%減算	—

(出所) 法令をもとに大和総研作成

図表3 株式等の取得価額の確定方法



(出所) 国税庁「平成21年分株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」をもとに大和総研作成

## 4 調書提出時の注意事項

### 財産債務調書の不提出・虚偽

記載については、現在のところ、国外財産調書のような特別な罰則規定は設けられていない。もつとも、税務署には財産債務調書に係る質問検査権が認められている。

不誠実な対応をした場合、本格的な税務調査が行われる可能性も考えられるため、財産債務調書はしっかりと記載して期限内に提出すべきであろう。

また、有価証券等については、国外のものを含め、時価だけではなく、取得価額も財産債務調書に記載する必要がある。

取得価額がわからないものがあれば、図表3のフローにしたがって、正確に記載する必要があるだろう。

例えば、上場株式の取得価額がわからぬ場合、譲渡所得等の計算の際には図表3のフローにより取得価額を確定することになつてゐる。財産債務調書において取得価額を記載する際も、

もし取得価額を正確に記載した財産債務調書に記載があるときには、過少申告加算税・無申告加算税について、当該相続税額の5%が減算される。

なかつた場合、後に財産債務調書に記載した有価証券等を譲渡した際に、確定申告書に添付する明細書と財産債務調書の取得価額の整合性を問われる可能性がある。

